3　法第八条第三項の規定により総務大臣に対して申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。

一　申出人の氏名又は名称、住所及び連絡先

二　申出対象の送信者又は送信委託者に関する事項

三　申出に係る架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信の状況に関する事項

四　申出の理由

五　その他参考となる事項

4　前項の規定により提出する申出書は、付録様式二によること。

第十一条を第十条とする。

第十二条第一項中「総務大臣」を「総務大臣及び消費者庁長官」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改め、同条第四号中「第十一条第一項第二号から第六号まで」を「第十条第一項各号又は同条第三項各号」に、「総務大臣」を「当該調査を行うこと」を求めた総務大臣又は消費者庁長官」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「総務大臣」を「総務大臣及び消費者庁長官」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

第十七条第一項及び第二項中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改め、同条を第十七条とする。

付録様式を次のように改める。

付録様式一（第10条第2項関係）

申　出　書

年　月　日

総務大臣又は消費者庁長官　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
連絡先
（ふりがな）
氏　名
印

下記のとおり、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第　条の規定に違反して特定電子メール等の送信がされたと認めるので、同法第8条第1項の規定に基づき、適当な措置をとられるよう申し出ます。

記

長

1　申出対象の送信者又は送信委託者に関する事項

2　申出に係る特定電子メール又は送信者情報を偽った電子メールの受信に係る通信端末機器の映像面に表示された事項

3　申出の理由

4　その他参考となる事項

辺

短

注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

3　空欄には、事案に応じて申出に係る法の条項を適切に記入すること。

付録様式二（第10条第4項関係）

申　出　書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
連絡先
（ふりがな）
氏　名
印

下記のとおり、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第6条の規定に違反して特定電子メール等の送信がされたと認めるので、同法第8条第3項の規定に基づき、適当な措置をとられるよう申し出ます。

記

長

1　申出対象の送信者又は送信委託者に関する事項

2　申出に係る架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信の状況に関する事項

3　申出の理由

4　その他参考となる事項

辺

短

注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

附　則

この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）及び株式会社企業再生支援機構法施行令（平成二十一年政令第二百三十四号）の規定に基づき、並びにこれらを実施するため、株式会社企業再生支援機構法施行規則を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博

株式会社企業再生支援機構法施行規則

（定義）

第一条　この命令において「債務の株式化等」とは、株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）が、対象事業者に対して有する債権を現物出資することにより、対象事業者が機構に対して発行する株式その他の持分を取得することをいう。

2　この命令において「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次の各号に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて法人等の財務及び事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。

一　法人等（次に掲げる法人等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた法人等